

令和4年6月14日区民部課税課

江東区特別区税条例等の一部を改正する条例

1 改正条例

江東区特別区税条例(昭和39年12月江東区条例第48号) 江東区特別区税条例の一部を改正する条例(令和3年7月条例第14号)

2 改正理由

第208回国会で審議されていた地方税法等の一部を改正する法律が成立したことにより、本区区税条例の整備を図る必要が生じたため、条例の一部改正を行う。

3 主な改正内容

- (1) 江東区特別区税条例の一部改正
 - ①上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択ができたものを、所得税の課税方式と一致させる。

②個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

- ・公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の 所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と 同様に退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとする。
- ・給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金受給 者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、退職所得等 を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告すること とする。

③住宅借入金等特別税額控除の見直し

住宅借入金等特別税額控除(いわゆる住宅ローン控除)について、入 居期限を令和7年まで4年間延長する。これまでの消費税率引き上げに 伴う反動減対策としての措置を終了し、住宅性能に応じた措置を新たに 講ずる。

- ④ 寄附金税額控除の対象となる寄附金に係る規定の整備 改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定 する民法法人について、地方税法第17条の5第7項に規定する更正、 決定等の期間を経過したため、寄附金税額控除の対象から削除する。
- (2) 江東区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正(令和3年7月江東区条例第14号)
 - (1) の改正に伴い、規定を整備する。
- (3) その他規定を整備する。

【第1条】江東区特別区税条例 新旧対照表

第1条~第14条 (略)

(所得割の課税標準)

第15条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じ た年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配 当等申告書(区民税の納税通知書が送達される 時までに提出された次に掲げる申告書をいう。 以下この項において同じ。)に特定配当等に係る 所得の明細に関する事項その他地方税法施行規 則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行 規則」という。) に定める事項の記載があるとき (特定配当等申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると区長が認めると きを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金 額については、適用しない。ただし、第1号に 掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいず れも提出された場合におけるこれらの申告書に 記載された事項その他の事情を勘案して、この <u>項の規定を適用し</u>ないことが適当であると区長 が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
- 5 (略)
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係 る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(区民税 の納税通知書が送達される時までに提出された 次に掲げる申告書をいう。以下この項において

第1条~第14条 (略)

(所得割の課税標準)

第15条 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24 条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に 係る所得の明細に関する事項その他地方税法施 行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施 行規則」という。)に定める事項の記載があると きは、当該特定配当等に係る所得の金額につい ては、適用しない。

(削る)

- 5 (略)
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24 条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲 渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その 他施行規則に定める事項の記載があるときは、 当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額

同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 明細に関する事項その他施行規則に定める事項 の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申 告書にその記載がないことについてやむを得な い理由があると区長が認めるときを含む。)は、 当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額 については、適用しない。ただし、第1号に掲 げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれ も提出された場合におけるこれらの申告書に記 載された事項その他の事情を勘案して、この項 の規定を適用しないことが適当であると区長が 認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第16条~第19条 (略)

(寄附金税額控除)

第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる 寄附金又は次に掲げる寄附金(江東区内に主た る事務所又は事業所を有する法人又は団体に対 するものに限る。)を支出した場合には、同項に 規定するところにより控除すべき額(当該納税 義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控 除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該 控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。 以下この項において「控除額」という。)をその 者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額 から控除するものとする。この場合において、 当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、 当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額 とする。

(1) \sim (4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定す

については、適用しない。

(削る)

(削る)

第16条~第19条 (略)

(寄附金税額控除)

第20条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる 寄附金又は次に掲げる寄附金(江東区内に主た る事務所又は事業所を有する法人又は団体に対 するものに限る。)を支出した場合には、同項に 規定するところにより控除すべき額(当該納税 義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控 除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該 控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。 以下この項において「控除額」という。)をその 者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額 から控除するものとする。この場合において、 当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、 当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額 とする。

(1)~(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定す

る公益社団法人及び公益財団法人<u>(所得税法</u>施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

 $(6) \sim (9)$ (略)

2 (略)

第20条の2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第20条の3 所得割の納税義務者が、第15条 第4項に規定する特定配当等申告書に記載した 特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第 5款の規定により配当割額を課された場合又は 同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額 申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係 る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等 譲渡所得金額について同節第6款の規定により 株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該 配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の 3を乗じて得た金額を、前4条の規定を適用し た場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかった金 額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納 税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の 申告書に係る年度分の個人の都民税若しくは区 民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納 に係る徴収金に充当する。

る公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

 $(6) \sim (9)$ (略)

2 (略)

第20条の2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第20条の3 所得割の納税義務者が、第15条 第4項に規定する確定申告書に記載した特定配 当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特 定配当等の額について法第2章第1節第5款の 規定により配当割額を課された場合又は同条第 6項に規定する確定申告書に記載した特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎 となった特定株式等譲渡所得金額について同節 第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課さ れた場合には、当該配当割額又は当該株式等譲 渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、前 4条の規定を適用した場合の所得割の額から控 除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかった金 額があるときは、当該控除することができなか った金額は、令第48条の9の3から第48条 の9の6までに定めるところにより、同項の納 税義務者に対しその控除することができなかっ た金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の 確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年 度分の個人の都民税若しくは区民税に充当し、 若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に

3 (略)

第21条・第22条 (略)

(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15 日までに、規則で定める申告書を区長に提出し なければならない。ただし、法第317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において給与又は公的年 金等の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係 る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険 料控除額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命 保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条第1 項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者 に係るものを除く。) 若しくは法第314条の2 第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれら と併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく は雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定 により控除すべき金額(以下この条において「寄 附金税額控除額」という。) の控除を受けようと するものを除く。以下この条において「給与所 得等以外の所得を有しなかった者」という。)及 び第10条第2項に規定する者(施行規則第2 条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を 除く。) については、この限りでない。

充当する。

3 (略)

第21条・第22条 (略)

(区民税の申告)

第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15 日までに、規則で定める申告書を区長に提出し なければならない。ただし、法第317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務があ る者から1月1日現在において給与又は公的年 金等の支払を受けている者で前年中において給 与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以 外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係 る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険 料控除額(令第48条の9の7に規定するもの を除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命 保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控 除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者 (前年の合計所得金額が900万円以下である ものに限る。) の法第314条の2第1項第10 号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者 (前年の合計所得金額が95万円以下であるも のに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの に係るものを除く。) 若しくは法第314条の2 第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれら と併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控 除、法第313条第8項に規定する純損失の金 額の控除、同条第9項に規定する純損失若しく は雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定 により控除すべき金額(以下この条において「寄 附金税額控除額」という。) の控除を受けようと するものを除く。以下この条において「給与所 得等以外の所得を有しなかった者」という。)及 び第10条第2項に規定する者(施行規則第2 条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を 除く。) については、この限りでない。

 $2 \sim 8$ (略)

第24条 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1) (略)

(加える)

(<u>2</u>) · (3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告</u> <u>書</u>)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に 規定する公的年金等(所得税法第203条の7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的 $2 \sim 8$ (略)

第24条 (略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、区長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1, 000万円以下であるものに限る。)の自己と 生計を一にする配偶者(法第313条第3項 に規定する青色事業専従者に該当するもので 同項に規定する給与の支払を受けるもの及び 同条第4項に規定する事業専従者に該当する ものを除き、合計所得金額が133万円以下 であるものに限る。次条第1項において同 じ。)の氏名

(3) • (4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申</u> <u>告書</u>)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に 規定する公的年金等(所得税法第203条の7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務 者(合計所得金額が900万円以下であるもの 年金等受給者」という。) で区内に住所を有する ものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所 得税法第203条の6第1項に規定する公的年 金等の支払者(以下この条において「公的年金 等支払者」という。) から毎年最初に公的年金等 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、 区長に提出しなければならない。

(略) (1)

(加える)

(2) • (3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第25条~第36条の6 (略)

(特別徴収税額の納入の義務)

当等の支払をする際、その退職手当等について 分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日 の属する月の翌月の10日までに、施行規則第 5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし 書の規定により総務大臣が定めた様式による納 入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納 入しなければならない。

第36条の7の2~第66条 (略)

付 則

第1条~第3条の4 (略)

までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税

に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職 手当等(第36条の2に規定する退職手当等に 限る。以下この項において同じ。) に係る所得を 有する者であって、合計所得金額が95万円以 下であるものに限る。)をいう。第2号において 同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であっ て退職手当等に係る所得を有しない者を除く。) を有する者(以下この条において「公的年金等 受給者」という。)で区内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の6第1項に規定する公的年金等の支 払者(以下この条において「公的年金等支払者」 という。) から毎年最初に公的年金等の支払を受 ける日の前日までに、施行規則で定めるところ により、次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、区長に提出 しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) • (4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第25条~第36条の6 (略)

(特別徴収税額の納入の義務)

第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手│第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手 当等の支払をする際、その退職手当等について 分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日 の属する月の翌月の10日までに、施行規則第 5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし 書の規定により総務大臣が定めた様式による納 入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納 入しなければならない。

第36条の7の2~第66条 (略)

付 則

第1条~第3条の4 (略)

第3条の4の2 平成22年度から令和15年度 | 第3条の4の2 平成22年度から令和20年度 までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税 義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法 第41条又は第41条の2の2の規定の適用を 受けた場合(居住年が平成11年から平成18 年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年 である場合に限る。)において、前条第1項の規 定の適用を受けないときは、法附則第5条の4 の2第5項(同条第7項の規定により読み替え て適用される場合を含む。)に規定するところに より控除すべき額を、当該納税義務者の第18 条及び第19条の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

2 (略)

第3条の5~第7条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第8条 (略)

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当 等」という。) に係る配当所得に係る部分は、区 民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式 等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月 1日の属する年度分の区民税について特定上場 株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規 定の適用を受けようとする旨の記載のある第1 5条第4項に規定する特定配当等申告書を提出 した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用 するものとし、区民税の所得割の納税義務者が 前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配 当等に係る配当所得について同条第1項及び第 2項並びに第18条の規定の適用を受けた場合 には、当該納税義務者が前年中に支払を受ける べき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所 得について、前項の規定は、適用しない。
- (1) 第15条第4項ただし書の規定の適用があ る場合

義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法 第41条又は第41条の2の2の規定の適用を 受けた場合(居住年が平成11年から平成18 年まで又は平成21年から合和7年までの各年 である場合に限る。)において、前条第1項の規 定の適用を受けないときは、法附則第5条の4 の2第5項(同条第7項の規定により読み替え て適用される場合を含む。)に規定するところに より控除すべき額を、当該納税義務者の第18 条及び第19条の規定を適用した場合の所得割 の額から控除する。

2 (略)

第3条の5~第7条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課 税の特例)

第8条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の 4第2項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区 民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税に ついて特定上場株式等の配当等に係る配当所得 につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に 限り適用する。

(2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び 同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

3 (略)

第9条・第10条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第11条の2~第14条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民 税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の特例適用配当等申告書(区民税の納税通知書 が送達される時までに提出された次に掲げる申 告書をいう。以下この項において同じ。)に前項 後段の規定の適用を受けようとする旨の記載が あるとき(特例適用配当等申告書にその記載が ないことについてやむを得ない理由があると区 (削る)

3 (略)

第9条・第10条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した 場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第11条の2~第14条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民 税の課税の特例)

第14条の2 (略)

2·3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項 に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用 を受けようとする旨の記載があるときに限り、 適用する。 長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民 税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。
- (1) 第23条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定

(削る)

(削る)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民 税の課税の特例)

第14条の3 (略)

2 · 3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所 得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項 に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用 を受けようとする旨の記載があるときに限り、 適用する。

(削る)

申告書に限る。)

- 5 (略)
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項 の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の 適用がある場合を除く。)における第20条の3 の規定の適用については、同条第1項中「又は 同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14 条の3第3項前段に規定する条約適用配当等 (以下「条約適用配当等」という。) に係る所得 が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の 同条第4項に規定する条約適用配当等申告書に この項の規定の適用を受けようとする旨及び当 該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事 項の記載がある場合(条約適用配当等申告書に これらの記載がないことについてやむを得ない 理由があると区長が認めるときを含む。) であっ て、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計 算の基礎となった条約適用配当等の額について 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第 2章第1節第5款の規定により配当割額を課さ れたとき、又は第15条第6項」と、同条第3 項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約 等実施特例法第3条の2の2第9項の規定によ り読み替えて適用される法第37条の4」とす る。

第15条~第17条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金 等特別税額控除の特例)

第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税 につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条 第4項の規定の適用を受けた場合における付則 第3条の4の2第1項の規定の適用について は、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和 5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項 の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の 適用がある場合を除く。)における第20条の3 の規定の適用については、同条第1項中「又は 同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14 条の3第3項前段に規定する条約適用配当等 (以下「条約適用配当等」という。) に係る所得 が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定 する確定申告書にこの項の規定の適用を受けよ うとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得 の明細に関する事項の記載がある場合であっ て、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計 算の基礎となった条約適用配当等の額について 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第 2章第1節第5款の規定により配当割額を課さ れたとき、又は第15条第6項」と、同条第3 項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約 等実施特例法第3条の2の2第9項の規定によ り読み替えて適用される法第37条の4」とす る。

第15条~第17条 (略)

- 16年度」とする。
- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第 1項の規定の適用を受けた場合における付則第 3条の4の2第1項の規定の適用については、 同項中「令和15年度」とあるのは「令和17 年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」 とする。

【第2条】江東区特別区税条例の一部を改正する条例(令和3年7月江東区条例第14号)の

一部を改正する条例 新旧対照表

現行

江東区特別区税条例(昭和39年12月江東区 条例第48号)の一部を次のように改正する。

(略)

第24条の3第1項各号列記以外の部分中「<u>控</u>除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

(略)

附 則

第1条 (略)

(区民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 · 3 (略)

4 新条例<u>の規定中個人の区民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

改正案

江東区特別区税条例(昭和39年12月江東区 条例第48号)の一部を次のように改正する。

(略)

第24条の3第1項各号列記以外の部分中「<u>扶</u>養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

(略)

附則

第1条 (略)

(区民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 · 3 (略)

4 新条例<u>第10条第2項、第14条第1号及び</u> 第24条の3第1項並びに付則第2条の4第1 項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の 区民税について適用し、令和5年度分までの個 人の区民税については、なお従前の例による。

【江東区特別区税条例等の一部を改正する条例(名	合和4年 月江東区条例第 号)附則】
現行	改正案
	附則
	(施行期日)
	第1条 この条例は、公布の日から施行する。た
	だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
	める日から施行する。
	(1) 第1条中江東区特別区税条例第24条の2
	の見出し及び同条第1項並びに第24条の3
	の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同
	条例付則第3条の4の2第1項及び第11条
	第3項の改正規定並びに同条例付則第18条
	を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる
	改正規定を除く。)の規定並びに附則第2条第
	1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
	(2) 第1条中江東区特別区税条例第15条第4
	項及び第6項、第20条の3第1項及び第2
	項、第23条第1項ただし書並びに第36条
	の7の改正規定並びに同条例付則第8条第2
	項、第14条の2第4項並びに第14条の3
	第4項及び第6項の改正規定並びに第2条
	(江東区特別区税条例の一部を改正する条例
	(令和3年7月江東区条例第14号)附則第
	2条第4項の改正規定に限る。)の規定並びに
	附則第2条第3項の規定の和6年1月1日
	(区民税に関する経過措置)
	第2条 第1条の規定による改正後の江東区特別
	区税条例(以下「新条例」という。)第24条の
	2 第 1 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の
	施行の日(以下この項及び次項において「1号
	施行日」という。)以後に支払を受けるべき第2
	4条の2第1項に規定する給与について提出す
	る同項及び同条第2項に規定する申告書につい
	て適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第

1条の規定による改正前の江東区特別区税条例

(次項において「旧条例」という。) 第24条の

- 2第1項に規定する給与について提出した同項 及び同条第2項に規定する申告書については、 なお従前の例による。
- 2 新条例第24条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の江東 区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する 部分は、令和6年度以後の年度分の個人の区民 税について適用し、令和5年度分までの個人の 区民税については、なお従前の例による。